平成21年度国民健康保険税の税率等が改正に

保険税の税率等が改正

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の方が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。その財源は、加入者の皆さんの保険税と、国・県等からの公的資金で成り立っています。

本町の保険財政は、高齢化の進展や、医療費の大幅な増加により、非常に厳しい状況が続いています。安定した国民健康保険制度を維持するため、また、今後の医療費の動向などの影響を考慮したうえで、平成21年度の国民健康保険税の税率を改正することとなりました。

加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税率比較表

区分		平成21年度	平成20年度
医療分（0歳～74歳）	所得割	7.40%	7.20%
	均等割	2万4千円	2万4千円
	平等割	2万9千円	2万9千円
	限度額	47万円	47万円
支援金分（0歳～74歳）	所得割	1.40%	1.10%
	均等割	1万1千円	1万1千円
	限度額	12万円	12万円
介護分（40歳～64歳）	所得割	1.40%	1.10%
	均等割	1万2千円	1万1千円
	限度額	10万円	9万円

保険税の軽減について

世帯主とその世帯に属する国民健康保険被保険者の前年中の総所得金額が一定額を超えない世帯については、国民健康保険税の均等割額と平等割額が定められた割合で軽減（申請不要）されます。

従来は6割・4割の軽減でしたが、軽減制度の拡充を行い、平成21年度からは7割・5割・2割の軽減となります。

なお、世帯主（国民健康保険加入者でない世帯主も含む）と国民健康保険被保険者全員が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減は適用されません（給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く）。

問税務課住民税班　☎(70)0321

判定基準

前年中の所得が下記金額以下の世帯	平成21年度	平成20年度
33万円	7割	6割
33万円＋（24万5千円×世帯主を除く加入者数）	5割	4割
33万円＋（35万円×加入者数）	2割	軽減なし

※軽減判定のための総所得金額について
・公的年金等の所得は、年金所得から15万円を差し引いた金額。
・専従者控除がある場合は、専従者控除前の金額。青色専従者・事業専従者はその事業から受ける給与所得がないものとして計算した金額。
・土地建物に係る分離（長期・短期）譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額。
・社会保険等に加入している世帯主の所得も、軽減判定の所得に含みます。

家庭ごみの有料化と減量化

昨年の12月定例町議会で家庭ごみ有料化に伴う「大網白里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正が可決されました。

これを受けて、10月1日から、家庭ごみ有料化が始まります。

説明会を開催します

住民の方を対象に、家庭ごみの有料化とごみの減量化について、説明会を実施します。

なお、各会場の駐車場は、台数に限りがありますので、できるだけ車でのご来場はお控えください。

説明会開催日時・場所

日時	場所
7／17(金) 14時～	中央公民館　1階講堂
7／23(木) 14時～	中部コミュニティセンター　2階視聴覚室
7／29(水) 14時～	農村環境改善センター1階研修室

▲ごみの減量化にご協力を

可燃ごみ指定袋取扱店を募集

家庭ごみの有料化の実施に伴い、新しい可燃ごみ指定袋を販売していただける「取扱店」を募集します。

新しい可燃ごみ袋を販売していただくには、事前に申請を行い、町の指定を受ける必要があります。

※不燃ごみ指定袋は変更ありません

※詳細は問い合わせください

申・問生活環境課環境対策班　☎(70)0386

町商工会　☎(72)0239

窓口用の封筒にお店の広告を載せませんか

住民の皆さんが諸証明書入れとして利用している住民課窓口用の封筒に、あなたのお店の広告を掲載して、PRしませんか。

▼募集広告枠＝表6枠・裏6枠（1枠は縦5センチ×横7センチ）

▼募集期間＝7月1日(水)～17日(金)　※先着順

▼掲載料＝1枠3万円

▼配布期間＝10月から1年間（約3万6千枚作成）

▼申込方法＝窓口または電話で申し込み

※電話申し込みの方は7月31日(金)までに申込書を提出

◇広告基準

①町内商工業の発展を期するもの

②政治活動・宗教活動・意見広告・個人宣伝に係るものでないもの

③法令の規定に違反しないもの

④公共性とその品位、信用を損なう恐れのないもの

⑤次の業種や組織等に該当しないもの

・風俗営業等取締法の適用を受ける業種

・暴力団等の非合法組織もしくはその関連企業、前身が非合法組織であった企業

⑥公の秩序または善良な風俗に反しないもの

⑦そのほか町住民課窓口用封筒広告掲載取扱要綱による

申・問住民課戸籍住民班　☎(70)0340

栄養士だより㊺

何でも食べて元気な子に～子どもの食事～

成長期の子どもには、好き嫌いをしないで色々食べてもらいたいと思うのが親心。けれど、偏食（好き嫌いがひどいこと）の子どもは意外と多いものです。町の3歳児健診では、約40%のお子さんに偏食が見られています。

いろいろな味覚が発達して、何でも食べられるということは将来の生活習慣病の予防につながります。意欲や好奇心を育て、健康なお子さんにするためにも、好き嫌いは少ない方が理想的です。

ここでは、子どもの成長の過程ごとに、好き嫌いをなくすポイントを紹介します。

[離乳期]

濃い味付け（甘味も含め）は偏食の原因になるので、味付けは薄味にしましょう。

[幼児期]

2～3歳になると、食べ物の好き嫌いをはっきり言うようになります。この時期に嫌いな食べ物を強制することは避けなければなりません。

4歳くらいになると「がんばって食べてみよう」という気持ちが育ってきます。偏食を直すよい機会になります。いろいろな食品を使い、いろいろな調理法で作った料理を食卓にのせるようにしてみましょう。

[学童期]

6～7歳のころになると、偏食がはっきりしてくる時期ですが、みんなで給食を食べたりすることで、友達の影響を受けて偏食が直ったという例も多くあります。偏食をなくすために、食事作りを手伝わせたりすることも効果があります。楽しい食事を心掛けましょう。

問健康介護課健康指導班　☎（72）8321

保健師だより

更年期は女性が迎える節目！

40歳代に入ると女性ホルモンの分泌が次第に減少します。このホルモンの減少が主な原因となって心身にさまざまな症状を引き起こすのが、更年期障害です。

症状の代表的なものは、閉経に至るまでの月経異常です。周期が短くなったり、長くなったり、そのうちわずかな出血があったりしながら、やがて50歳前後に閉経を迎えます。ほてり・のぼせ・発汗・冷え・肩こり・抑うつ気分など、症状の表れ方や程度は人によってさまざまです。中には全く症状を感じない人もいれば、いくつか重なって、日常生活にも支障をきたすほど強い症状が表れる人もいます。原因が更年期であることに気付かず、さまざまな診療科を受診しても原因不明で、ようやく婦人科を受診して更年期障害であることが分かったというケースも少なくありません。

「変化を受け止め、周囲にも理解してもらうことが大切」

更年期は、子どもの独立、夫との再出発、老後への不安、親の介護など、身体の変化とともに色々な出来事が重なる時期です。また、閉経は女性であることへの喪失感をもたらします。それらのことが原因で精神的に落ち込んでしまうと、ますます更年期の症状がひどくなってしまうこともあります。

更年期は誰もが迎える節目ですが、その時期の変調の一部には病的なものもあります。日常生活に支障がある場合は専門家にご相談ください。

また、症状の深刻さは本人以外には分かりにくいものですが、家族や周囲の方たちの協力が不可欠です。本人が希望することは、できる範囲で受け入れ、家事や仕事が忙しいときは積極的に手伝い、温かい気持ちで見守ってください。そしてよく話をすることも大切です。

問健康介護課健康指導班　☎（72）8321